

令和3年10月

第16回 行橋市農業委員会総会議事録

令和3年10月8日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和3年10月8日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟501会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 11 名

欠席委員 2 名

議席	氏名	出欠
1	西本一美	出
2	村上和昌	出
3	繁永國廣	出
4	長城彰	出
5	陣山誠之	出
6	植田毬子	出
7	舩津鎮男	欠
8	槌野英喜	出
9	大田完治	出
10	石本浅夫	出
11	吉兼貢	欠
12	松本功	出
13	馬場通昭	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名

5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第63号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第64号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第65号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第66号	農地転用計画変更申請について
報告第9号	非農地証明について

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 岡野 雅幸

農地係長 上原 亮司

会長	<p>出席者 11 名で定足数に達していますので、これより第 16 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。今回は行橋市農業委員会憲章を唱和しますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>(唱和)</p> <p>これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 63 号より議案第 66 号までの 4 件を一括上程し審議しますので、よろしくご協力願います。</p> <p>それでは、議案第 63 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 63 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 10 月 8 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 2 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。それでは、地区ごとの審査の経過ならびに結果の報告を願い、ちくじ審議してまいりたいと思います。</p>
大田委員	<p>仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。大字稲童字三田■■■■番、田、392 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 635 m<sup>2</sup>。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。</p>
会長 委員	<p>報告が終わりました。仲津地区 1 件について、ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。仲津地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
松本委員	<p>次に稗田地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>稗田地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 2 番。大字上検地字タテハラ■■■■番、田、2,793 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 3,001 m<sup>2</sup>。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしくお願いいたします。</p>
会長 委員	<p>報告が終わりました。稗田地区 1 件について、ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
会長	<p>これより採決に入ります。稗田地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>議案第 63 号、3 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p>

委員 会長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第 63 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 2 件については、許可することに可決決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に議案第 64 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
会長	<p>議案第 64 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 10 月 8 日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 5 件。以上です。</p>
長城委員	<p>議案の朗読が終わりました。仲津地区 4 件について地区委員より報告願います。</p>
	<p>仲津地区 4 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。申請人 ■■■■。大字高瀬字並松■■■■番■■、畑、58 m<sup>2</sup>、外構フェンスを設置するものです。外構フェンス 58.00 m<sup>2</sup>。実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、始末書が添付されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。</p> <p>続いて、地区番号 2 番。申請人 ■■■■。大字道場寺字迫田■■■■番■■、畑 394 m<sup>2</sup>、自己住宅を建築するもの。一般住宅 1 棟 129.66 m<sup>2</sup>、駐車場等 264.34 m<sup>2</sup>。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書及び始末書が添付されております。場所は別紙を参照ください。なお、地区番号 3 番、4 番と同時申請です。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>続いて、地区番号 3 番。申請人 ■■■■。大字道場寺字迫田■■■■番■■、畑 286 m<sup>2</sup>、貸店舗を建築するもの。貸店舗 2 棟 216.11 m<sup>2</sup>、駐車場等 69.89 m<sup>2</sup>。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書及び始末書が添付されております。場所は別紙を参照ください。なお、地区番号 2 番、4 番と同時申請です。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>続いて、地区番号 4 番。申請人 ■■■■。大字道場寺字迫田■■■■番■■、畑 238 m<sup>2</sup>、農業用倉庫を建築するもの。農業用倉庫 1 棟 89.12 m<sup>2</sup>、作業場等 148.88 m<sup>2</sup>。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書及び始末書が添付されております。場所は別紙を参照ください。なお、地区番号 3 番、4 番と同時申請です。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員 会長	<p>報告が終わりました。仲津地区 4 件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。仲津地区 4 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p>

槌野委員	<p>次に泉地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>泉地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号5番。申請人、■■■■■。泉中央二丁目■■■■■番■■■、田、473㎡、泉中央二丁目■■■■■番■■■、田、492㎡、泉中央二丁目■■■■■番■■■、田、855㎡、泉中央二丁目■■■■■番、田、152㎡、計4筆、1,972㎡。共同住宅を建築するものです。共同住宅2棟 531.68㎡、駐車場等1,440.32㎡。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書及び理由書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長	<p>報告が終わりました。泉地区1件についてご質疑ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。泉地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p>
	<p>全員賛成と認めます。</p>
委員	<p>議案第64号、4条関係全般についてご質疑ありませんか。</p>
会長	<p>異議なし。</p>
	<p>議案第64号、農地法第4条の規定による許可申請5件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>
	<p>次に議案第65号農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>議案第65号。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和3年10月8日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、■■■■■、以下3件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。行橋地区1件について担当委員欠席ですので地区担当職員より報告致します。</p>
上原	<p>行橋地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p>
	<p>地区番号1番。申請人 ■■■■■。行事七丁目■■■■■番■■■、田、17㎡、行事七丁目■■■■■番■■■、田、180㎡、計2筆、197㎡。所有者■■■</p>
	<p>■■■及び■■■■■。売買契約で所有権を移転、目的としては看板を設置するものです。看板1基 0.90㎡、管理地 196.10㎡。自己資金で実行性あり。付近農地に対する被害もございません。水利承諾書添付、隣地承諾書不要です。なおこの農地は3種農地、都市計画の用途区域内に入っております。契約の種類については売買契約です。地区審査においては特に問題がないと地区委員の判断をいただいております。本会議においても審議方よろしく願います。場所は別紙を参照ください。</p>
会長	<p>報告が終わりました。行橋地区1件についてご質疑ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。行橋地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>次に仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>
長城委員	<p>仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 2 番。申請人、■■■■。大字高瀬字並松■■■■番■■、畑、619 m<sup>2</sup>。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、自己住宅を建築するものです。一般住宅 1 棟 116.74 m<sup>2</sup>、駐車場等 502.24 m<sup>2</sup>。付近農地に対する被害はありません。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書が添付されており、隣地承諾書は不要となっております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員 会長	<p>報告が終わりました。仲津地区の 1 件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。仲津地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>次に泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>
槌野委員	<p>泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 3 番。申請人、■■■■。北泉一丁目■■■■番■■、田、2,644 m<sup>2</sup>。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、共同住宅を建築するものです。共同住宅 6 棟 651.55 m<sup>2</sup>、駐車場等 1,992.45 m<sup>2</sup>。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員 会長	<p>報告が終わりました。泉地区の 1 件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。泉地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
委員 会長	<p>議案第 65 号、5 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ご異議ありませんので、議案第 65 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に議案第 66 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第 66 号。農地転用計画変更申請について。下記の者より、農地転用許可処分のあった転用事業計画を変更する申請書の提出があったので本会の審議に附す。令和 3 年 10 月 8 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。</p>

<p>会長</p>	<p>記、1 申請人、■■■■、以下 1 件。以上です。</p> <p>議案の朗読が終わりました。延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>
<p>村上委員</p>	<p>延永地区 1 件について報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。申請人、■■■■。農地転用許可年月日、令和 2 年 6 月 30 日。大字長音寺字ミツヨシ■■番、田、599 m<sup>2</sup>、大字中津熊字共存■■■■番■■、田、622 m<sup>2</sup>、大字中津熊字共存■■■■番■■、田、1,066 m<sup>2</sup>、計 3 筆、2,287 m<sup>2</sup>。計画変更する理由は、当初計画は建売住宅及び共同住宅を建築するもので、建売住宅 4 棟 210.73 m<sup>2</sup>、共同住宅 1 棟 224.25 m<sup>2</sup>、駐車場・進入路 1,852.02 m<sup>2</sup>、完工予定年月日 令和 3 年 11 月 10 日。施工主 ■■■■。変更計画は、建売住宅 7 棟 424.36 m<sup>2</sup>、駐車場・進入路 1,862.64 m<sup>2</sup>。完工予定年月日及び施工主は変更ありません。計画変更する理由については、共同住宅 1 棟が不要になった為、建売住宅 7 棟に計画変更するものです。地区審査の結果、許可相当となっております。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>報告が終わりました。延永地区 1 件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区の 1 件について許可する方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。よって、議案第 66 号、農地転用計画変更申請による許可申請 1 件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に報告第 9 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>報告第 9 号。非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので、本会に報告する。令和 3 年 10 月 8 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 2 件。以上です。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>朗読が終わりました。報告第 9 号について、事務局に説明を求めます。</p> <p>報告第 9 号非農地証明について、説明いたします。</p> <p>申請人、■■■■。大字高瀬字並松■■■■番■■、畑、12 m<sup>2</sup>、大字高瀬字並松■■■■番■■、畑、3.02 m<sup>2</sup>。非農地証明の理由については、20 年以上一般の暗渠排水路の敷地として利用され、固定資産税も非課税となっていたため、令和 3 年 9 月 10 日付で証明を交付しております。場所につきましては、別紙をご参照ください。</p> <p>申請人、農林省所管国有財産管理者 福岡県知事 服部誠太郎。大字長木字力石■■■■番■■、畑、32 m<sup>2</sup>。土地の所有者は農林水産省です。非農地証明の理由については、20 年以上住宅の敷地として利用されていたため、令和 3 年 9 月 10 日付で非農地証明を交付いたしました。なお、国有地のため固定資産税は非課税です。場所については別紙をご参照ください。</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>なおこの土地につきましては、今後、農林水産省より住宅として利用されている個人の方に払い下げを行うということです。以上で報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。ただいまの報告についてご質疑ありませんか。 異議なし。</p> <p>以上で今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 最後に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>8番 植野委員</p> <p>9番 大田委員</p> <p>議長(農業委員会会長)</p>
-------------------------	--